

春日井市子どもの学習・生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に対する教育の機会均等及び必要な環境整備を図ることを目的とし、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する子どもの学習・生活支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護受給世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者の属する世帯をいう。
- (2) 生活困窮世帯 法第3条第1項に規定する生活困窮者の属する世帯をいう。

(事業運営)

第3条 市長は、事業の運営について、その全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住する中学生及びその保護者であって、生活保護受給世帯又は生活困窮世帯に属するものとする。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの学習理解度に合わせた各教科の学習指導、学習意欲向上への支援及び高等学校受験対策等の学習支援を個別指導方式で実施すること。
- (2) 学習、進路相談への対応等子どもの教育に係る保護者からの

相談及び世帯が抱える多様で複合的な課題についての相談に応じ、必要に応じて助言や支援を提供するとともに、自立相談支援事業等に繋げることが必要となる場合は、的確にこれを行うこと。

(3) 子どもからの日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談等について対応し、子どもが気軽に参加できる居場所を提供すること。

(4) 子どもの集団生活における協調性及びコミュニケーション力を育むとともに、生活習慣を形成し、生活体験機会を提供する交流事業を企画し、実施すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するため市長が必要と認める取組

(利用の申込み)

第6条 事業を利用しようとする者は、春日井市子どもの学習・生活支援事業利用申込書兼同意書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業を行う各会場の定員を考慮して、事業の利用の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定の内容を、春日井市子どもの学習・生活支援事業利用承認通知書（第2号様式）又は春日井市子どもの学習・生活支援事業利用不承認通知書（第3号様式）により、前条の規定により利用の申込みを行った者に通知するものとする。

3 市長は、第3条の規定により事業の運営を委託しているときは、第1項の規定により事業を利用させることとした者（以下「利用

者」という。)に関する事項について、速やかに当該法人に通知するものとする。

(利用の辞退)

第8条 利用者は、第4条の要件に該当しなくなったとき又は事業の利用を辞退しようとするときは、春日井市子どもの学習・生活支援事業利用辞退申出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(支援の中止)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止させることができる。

- (1) 他の利用者の事業利用に支障を来すおそれがあり、かつ、市の指導に従わないとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 利用者が継続して3月以上事業を無断で利用せず、かつ、当該利用者に連絡を取ることができないとき。
- (4) 前条の規定による辞退申出書の提出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の利用継続が困難と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を中止させたときは、その旨を、春日井市子どもの学習・生活支援事業利用中止通知書(第5号様式)により、利用者に通知するものとする。

(利用の終了)

第10条 事業の利用は、年度末をもって終了するものとする。

(利用料)

第11条 事業の利用料は、第5条第4号及び第5号の事業に係る実費相当額を除き、無料とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市子どもの学習・生活支援事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市子どもの学習・生活支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第6条関係）

年度春日井市子どもの学習・生活支援事業利用申込書兼同意書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

春日井市子どもの学習・生活支援事業の利用について、次のとおり申します。

利用希望会場	
第1希望	
第2希望	
第3希望	

ふりがな		年 月 日生（歳）	男・女
利用者氏名			
自宅住所			
在籍中学校	中学校 年生（年 月見込）		

ふりがな		利用者との関係
保護者氏名		
保護者住所	<input type="checkbox"/> 利用者と同じ <input type="checkbox"/> その他(住所をご記入下さい。)	
緊急連絡先 (複数可)	【自宅】	【保護者携帯】
	【その他・勤務先等】	

なお、本事業の実施に当たり、支援に必要な範囲の生活保護情報、児童扶養手当情報、就学援助費受給情報等利用者及び保護者の個人情報の取得並びに春日井市及び関係機関との間で共有することに同意します。

自署 保護者氏名 _____

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

春日井市子どもの学習・生活支援事業利用承認通知書

春日井市長

年 月 日付で利用申込のありました春日井市子どもの学習・生活支援事業について、次のとおり承認しましたので通知します。

利 用 者 氏 名	
利 用 者 生 年 月 日	
利 用 会 場	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

年 月 日

様

春日井市子どもの学習・生活支援事業利用不承認通知書

春日井市長

年 月 日付で利用申込のありました春日井市子どもの学習・生活支援事業について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

利 用 者 氏 名	
利 用 者 生 年 月 日	
利 用 会 場	
不 承 認 の 理 由	1 定員の超過により 2 その他 ()

年 月 日

（宛先）春日井市長

春日井市子どもの学習・生活支援事業利用辞退申出書

保護者 住所

自署 氏名

年 月 日付で決定した春日井市子どもの学習・生活支援事業について、次のとおり継続することが困難となりましたので、辞退いたします。

利 用 者 氏 名	
利 用 者 生 年 月 日	
利 用 会 場	
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 の 理 由	1 転居により、利用場所に通うことが困難となったため 2 その他 ()

年 月 日

様

春日井市子どもの学習・生活支援事業利用中止通知書

春日井市長

年 月 日付で利用申込のありました春日井市子どもの学習・生活支援事業について、次のとおり支援を中止しますので通知します。

利 用 者 氏 名	
利 用 者 生 年 月 日	
利 用 会 場	
支 援 中 止 月 日	年 月 日
支 援 中 止 理 由	